

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 [登録番号 1-8]

●講習期間／3日間（
1日目9：00～15：50
2日目9：00～17：40
3日目9：00～16：00
終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

事業者は、酸素欠乏危険作業については、第1種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第2種酸素欠乏危険作業にあっては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業において作業主任者として選任することができます。

別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任を必要とする場所を抜粋）

- 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット又は海水を相当期間入れ
九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、
十二 マンホール、溝又はピットの内部
その他厚生労働大臣が定める場所

講習日程
受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和5年5月24日(水)～5月26日(金)	60名
受付日	令和5年4月17日(月)～4月21日(金)	
講習日	令和5年6月14日(水)～6月16日(金)	60名
受付日	令和5年5月15日(月)～5月19日(金)	
講習日	令和5年7月19日(水)～7月21日(金)	60名
受付日	令和5年6月19日(月)～6月23日(金)	
講習日	令和5年8月30日(水)～9月1日(金)	60名
受付日	令和5年7月31日(月)～8月4日(金)	
講習日	令和5年10月25日(水)～10月27日(金)	60名
受付日	令和5年9月25日(月)～9月29日(金)	
講習日	令和5年12月20日(水)～12月22日(金)	60名
受付日	令和5年11月20日(月)～11月24日(金)	
講習日	令和6年2月14日(水)～2月16日(金)	60名
受付日	令和6年1月15日(月)～1月19日(金)	



救急蘇生の実技風景



酸素濃度測定の実技風景

受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ➡ 21,340円 (10%税1,940円込)
・ 一般 ➡ 22,110円 (10%税2,010円込)

内訳	・受講料	⇒	19,800円
	・テキスト代	⇒	1,540円
	会員	⇒	
	一般	⇒	2,310円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- | | |
|-----------|---|
| 学科 | (1)酸欠症等及び救急そ生に関する知識（３時間）
(2)酸欠症等の発生の原因及び防止措置に関する知識（４時間）
(3)保護具に関する知識（２時間）
(4)関係法令（2.5時間）
(5)学科修了試験（１時間） |
| 実技 | (1)救急そ生の方法（２時間）
(2)酸素及び硫化水素の濃度の測定方法（２時間）
(3)実技修了試験 |

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

※作業主任者を選任したときは、作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

有機溶剤 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型排気装置又は主体排気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

4. タンクの内部において有機溶剤蒸気に労働者が曝露するときは、測定装置等により定められた限界が属していることを確認すること。

作業主任者 氏 名



特定化学物質 作業主任者の職務

- 1 作業に必要となる化学物質の性状や危険性により作業方法を、又はこれらを取り入れるために、作業者の教育・訓練を行う。
- 2 危険有害物質、ブレンディング製品製造、廃止品製造、貯蔵品製造、廃棄物製造、廃棄物貯蔵等の作業が労働衛生管理を行うことを必要とするため、作業員に十分な教育・訓練を行うこととする。
- 3 作業現場の状態を把握すること。

④ シンクの内容において「特定化学物質作業主任者」に規定する規定による者は、次に掲げるものを指すこととする。

※労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号

① 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造又は労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

② 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

③ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

④ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑤ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑥ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑦ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑧ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑨ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

⑩ 労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の製造、貯蔵に必要とする者、労働安全衛生法 第107条の2第1項第3号に規定する化学物質の貯蔵に必要とする者

作業主任者
氏 名

酸素欠乏危険 作業主任者の職務

第二種用(酸素欠乏・硫化水素危険作業)

1. 作業に使用する労働者が酸素欠乏等の状態を感知しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. その日の作業を開始する前、作業に使用するすべての労働者が作業を行う場所を熟知し、再度作業を開始する前及び労働者の身体、服装を点検し、実地を行ったときに、作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。
3. 酸素欠乏、硫化水素、空気呼吸器等の相応労働者が酸素欠乏等にかかるとかめるとする一定の値及び空気中の酸素を監視すること。
4. 空気呼吸装置の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏 名



石綿作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型吸気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者	氏 名
-------	-----



※石綿作業主任者技能講習は平成18年4月から実施されており、それ以前の旧特定化学物質等障害予防規則の技能講習修了者から選任することもできます。

技能講習名	作業主任者（○は選任可能）			備考
	特定化学物質	四アルキル鉛等	石 綿	
特定化学物質及び四アルキル鉛等	○	○	×	現行制度
特定化学物質等	○	×	○	旧制度
四アルキル鉛等	×	○	×	旧制度